○農林水産省令第七十八号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十八号）の施行に伴い、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十五日

農林水産大臣　野上浩太郎

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

本則中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第百六条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（罰則） **第百十七条**　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一　第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条、第九十条、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第百条から第百二条まで、第百七条又は第百九条第一項の規定に違反した者 二　（略） 2　（略）	（罰則） **第百六条**　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一　第十七条、第十八条第一項、第二十七条、第二十九条（第三十条において準用する場合を含む。）、第三十三条の三、第三十四条第三項、第三十五条、第三十七条第二項、第四十二条第三項、第四十三条、第四十四条第二項、第四十六条第三項、第四十七条、第五十七条第五項、第五十九条、第六十条、第六十五条、第七十条、第七十一条第三項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十条、第八十一条第一項、第八十三条第一項、第九十一条、第九十一条の二から第九十一条の四まで、第九十二条、第九十七条、第九十九条又は第百三条の規定に違反した者 二　（略） 2　（略）

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第十七号）は、廃止する。

規　則

○公正取引委員会規則第六号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行に伴い、及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第五十二条第一項（同法第六十二条第四項において読み替えて準用する場合並びに第六十四条第四項及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月二十五日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「及び法第百二条第一項又は第二項の規定」を「並びに法第百二条第一項から第三項までの規定及び第百三条の三の規定」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。